

## 『明神宗贈豊太閤書』の伝来

白井和樹

## 一、はじめに

図書寮文庫蔵『明神宗贈豊太閤書』(函架番号・E四一二)は明代の勅諭の一実例として、また羽柴秀吉の朝鮮出兵の重要史料として著名なものである。<sup>(1)</sup> 本資料についてはすでに当部でも『図書寮典籍解題——歴史篇』(養徳社、一九五〇年)や『古代中世の対外関係史料』展示目録(当部、一九八九年)でも採り上げられ、基礎的な解説を加えている。また、大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる詔命について」(『関西大学東西学術研究所紀要』四、一九七一年)・中村栄孝「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する詔命・勅諭と金印について」(『日本歴史』三〇〇、一九七三年)は、本勅諭を含む冊封アイテムの総合的検討であり、主要な先行研究として特筆せらるべきものである。

さて、これらはいずれも、本文の内容であるとか、様式・形態に注目するのが主で、伝来については、比較的軽く扱われてきた。これはある意味当然のことで、実物をもとに政治・軍事・外交を論ずることには多大な意義があ

り、それが優先的地位を占めるからに他ならない。

しかしそれだけでよいはずがないのは自明である。否、伝来まで考えて初めて史料の内容が意味を持つはずだ。本稿ではこの勅諭の伝来を探れるところまで探ることで、当該史料を用いた今後の研究の一助としたい。

なお、末尾に本稿に関する事項をまとめて年表にしておいたので、適宜参照していただければ幸いである。

## 二、宮内省に入る——近代の伝来経緯——

現在図書寮文庫にあるのは、旧図書寮(一八八四〜一九四九)から引継いだからだが、まずこの図書寮人蔵のあたりから見てゆこう。

宮内省図書寮に移管されたのは明治二十五年(一八九二)五月四日で、移管元は「帝室宝器主管」である(『図書録』明治二十五〜二十六年(宮内公文書館蔵、識別番号・九九〇二七六(旧番号乙二七六))。現在の宮内庁の組織上でも「皇室経済主管」など類似の名称が残るように、「帝室宝器主管」は部局名ではなく、御物等皇室の宝物・器物類の管理責任者のことで、明治

二十三年六月六日に税所篤子爵が任ぜられている（『公文類聚』第十四編・明治二十三年・第四卷・官職一・職制章程一（国立公文書館蔵、請求番号…類〇〇四五〇一〇〇））。正倉院宝物の管理などについても名の見える役職である。なお、実際上は、内事課が管理していたようだ。また、これより先、同年四月十二日に、同じく帝室宝器主管の所管する御物の一部が、帝国博物館に移管されている（『帝室例規類纂稿本』九三明治二十五年／什宝門（宮内公文書館蔵、識別番号…二三三八六一九三））。ふたつは無関係ではあるまい。初期の御物について考える上で両移管は重要な事例だろう。

次で、宮内省に入ってきた経緯は、「明治十七年十二月／杉宮内二等出仕申立」による「御買上」とされている（『御物目録 博物館旧蔵原簿』（東京大学史料編纂所蔵、請求記号…貴五三一―）。「杉宮内二等出仕」は、長州出身の官僚・杉孫七郎（一八三五―一九二〇）である。

杉は、彼の日記『日載』（国立国会図書館憲政資料室寄託、杉孫七郎関係文書一〇〇六）によれば、この年七月五日に博物館長の兼勤を仰付けられ、十月十六日に免ぜられるまで勤めていた。『日載』には勅諭購入の件については見えないけれども、先の『御物目録 博物館旧蔵原簿』に、年次を異にする、博物館を経た御買上もあることから敷衍すれば、杉の申立に基づき、博物館を経て、御物として買上げられたと思われる。当該目録が「博物館旧蔵原簿」であることもこの考えを支証するだろう。

また実際の買上は杉の博物館長退任後であることから、杉の在任中に購入で話はまだまっております、その後実行せられたと推測できる。

入手経緯としては次の可能性があると考えられる<sup>②</sup>。

1 杉自身の人脈で前所有者から得た。

2 前所有者による博物館への直接の持込み。

3 井上馨の仲介、または旧蔵。

1が最も自然な考え方。2はそれに次ぐだろう。3は『日載』を見ると、この当時杉は頻繁に鳥居坂の井上邸を訪ねており、このことから推測されるひとつの可能性に過ぎない——いうまでもなく、井上侯が明治を代表する古美術愛好家であることも重要な要素だ。いずれにせよ、現段階で即断は出来ぬ。

併せて、この当時御物として御買上になったことは、明治天皇の大坂行幸（慶応四年（一八六八））以来、羽柴秀吉の事績が再評価され、豊国神社の再興などが進んでいたこと（本殿が明治十三年再建）とも無関係ではあるまい。話の本筋ではないから、指摘だけしておく。

問題は博物館が誰から購入したかであるけれども、『日載』にも、『御物目録』にも記事が見えないため判断とせざるどころで、序盤から誠に恐縮ながら、この点は今後の課題として留保しておく。

ところで、それ以前の所有者——これは実際博物館の購入した相手かもしれないぬ——は塩谷良翰（一八三五―一九二三）という人物であるらしい。明治二十一年四月『東洋學會雜誌』第二編第六号に、まず井上通泰（南天荘）より送られた写ということで全文および略解説が載り、続報の格好で同誌第二編第八号に塩谷時敏（青山）が同号所掲の劄符・誥命等とともに色々解説している中に「聞ク今館林ノ人塩谷良翰ノ許ニ在リト」とある。「今」、すなわち明治二十一年はすでに御物となっており齟齬があるが、南天荘は勅諭と誥命とを、実物ではなく模本で見たといい、この所蔵情報も伝聞である。彼は後年宮内省・宮中と関係が深くなるけれども、このころはまだそのよう

な段階にない。したがって御物の情報など伝聞ですら入ってこなかったと考  
えるのが妥当だ。よって明治二十一年段階で塩谷所蔵<sup>(5)</sup>とは誤伝なるべし。

こういう齟齬があるのままこの伝来情報自体を疑いたくもなるが、ひとま  
ず措いて次へ進みながら改めて考えることとする。

さて、その前は、佐藤坦<sup>(さとうたい)</sup>（一齋、一七七二—一八五九）である。その所  
以は佐藤の蔵書目録である三種の『愛日樓蔵書目』<sup>(6)</sup>のうちの第一——現在の  
請求記号に従った順序。蓋し第二、第一、第三の順に成るものならん——の  
当該勅諭の項の上部に「塩」字の墨書記号が附いているからで、これは塩谷  
が佐藤家、あるいは蔵書を引継いだらしい河田家より直接譲り受けたことを  
示していると考えてよからう。先に私が井上の伝聞という曖昧な情報による  
塩谷所蔵説をあえて斥けなかったのはこのためである。目録の本文は左の如  
し。

〔愛日樓蔵書目、第一、掛幅類〕  
(異筆) 一塩 ○印 明神宗諭豊太閤  
(異筆) 一現 ○印 時雨堂記  
(異筆) 一同 ○印 快烈先生墓表

○原本

最後に成つたらしい第三には、掛幅類以下の記事を欠くが、もしこれらの  
目録が複数冊から成るものであればともかく、いずれも一冊で完結している  
ところからして、これはそのまま目録のとおり掛幅類が無かった、言い換え  
れば第三の成立以前に所有が他へ移っていたとみるのが穏当なように考えら  
れるので、本稿ではひとまずそのように推測しておこう。

### 三、近世後期の伝来

そして、佐藤の前は平戸藩主松浦清<sup>(まつらきよよし)</sup>（静山）である。これは『明神宗贈  
豊太閤書』附属の包布上に縫付けられた白布に、「天保九年四月廿一日平戸  
老侯 坦記」（「坦記」は贈るの意）と墨書せられていることから明らかで、  
すでに諸先行研究や前述の塩谷青山の解説中にもある。

また松浦より入手した経緯は、佐藤の日記『腹曆』にも見えておる<sup>(7)</sup>。関連  
する記事を列記しておく。

〔腹曆、天保九年四月十三日条〕十三、晴、…水府静山公之明人書返  
ル、…  
○自筆原  
本影印

〔腹曆、天保九年四月二十一日条〕廿一、晴、…静山老侯五時御越し、

崇禎帝諭文自静山公拝受、○同

〔腹曆、天保九年閏四月十五日条〕十五、微雨、…静山老侯へ参る、論

文之謝記文一篇、虫巢織一反呈、○同

加えてこれに対応する記事が、松浦の著作『甲子夜話三篇』にもあり、松  
浦の入手から、佐藤へ渡るまでの経緯——近世後期における伝来——をある  
程度復原できる。以下遡りながら見てゆこう。

〔甲子夜話三篇、四六一—四〕既に三十九卷に録せし、予が蔵に豊太閤<sup>(豊臣秀吉)</sup>

文祿朝鮮を伐しとき、明帝の吾に和好の論文を貯ることを伸ぶ。又六

七年前、故有て予が隠荘の園中に祖先法印公<sup>(松浦鎮信)</sup>の影堂を営む。…或日心

中に格銘せしは、此論文は全く神宗〔明帝の号〕の豊公を欺し者なり。

法印公今に在さば、視て必ず破裂投棄せらる当し。先年は予古器珍世

のゆゑを以て購蔵す。今能く忠孝を心に得れば、金帛と雖ども惜しからず。況んや他国の欺札、半時も置くに意なし。されども亦希世の一物、等閑に為べからず。如じ直に同好の人に与て、我が志を達せんとヤロスガシ陽岸の佐坦(佐藤坦)が居に携往てこの意を述ぶ。坦善く此事を領す。予因て(八重洲)託して還る。後復彼居を訪ふ。坦曰。某処々同好に謀る中、水府(徳川齊昭)の門卿に、君の激情を明證す。卿熟視して曰く。…今且豊臣氏の世に非れども、吾を欺を以て為れば、国君を汚す也。受く可らずと。迺返さる。…因又他に転ぜんと為るに、亦然らず。惟善以為テス宝、請ふ某に賜らんと。予大に其意を悦ぶ。即坦に与て、其居愛日楼の永蔵たらしむ。坦深く喜んで、他日其紀事を陳ね予に贈る。其文曰。…坦此文を持来て予に示し、且道載「亀井」が附詩を返す。…坦又謝儀として一卷帛を添ふ。…

○平凡社東洋文庫。振仮名八間々便宜省キ、人名注等適宜私ニ補ウ

要するに、本勅論は明が日本を欺い(て冊封をなし)た、その文書であり、(実際に朝鮮に渡つて戦つた)先祖鎮信への忠孝に照らしても自らが蔵すべきでないということで、他人へと譲ろうとしたわけである。その際の、仲介者として白羽の矢が立ったのが、佐藤坦だったということになる。しかし、佐藤は水戸藩主・徳川齊昭など「同好」に交渉したが失敗<sup>(8)</sup>、ある意味その責任を引受ける格好で自らこれを買得したと考えられる。さて、今見た『甲子夜話三篇』四六一―四巻に書かれるとおり、同書三九巻にさらに前の経緯が書かれている。次の如くである。

〔甲子夜話三篇、三九一九〕予旧年、西辺に在城して年を送りし頃、政暇には校書に耽て、月日に移せしとき、九国筑侯(黒田齊清)の中、亀井道載(亀)と称せし儒賢ありしが、鄙隣には名覃て、學術も並ぶ者なかりしを、亢

竜の悔にや、一旦罪を得て閉居して在りしが、又予が領内の漁者、巨豪と呼し益富なる者も、其門人なるを以て、憑て予に一物を呈せんとす。聞くに、往年朝鮮の役に、明、我を欺き、豊太閤を日本国王に封ずるの勅論なり。これ道載窮厄に依て、予を頼む所なり。予其頃は、學業も未だ至らず。因て益富に命じ、金若干を与て道載を救ひ、又彼勅書を我に転ぜしむ。道載迺、詩を作て勅書に附て贈る。…

○同前

この部分より明らかになるように、松浦清の前の所有者は亀井魯(かめい)(南冥・道載)である。先の文にも「道載」の名は見えていたが、詳しい経緯は今見たとおりで、「益富なる者」を仲介として、当時困窮していた――要は福岡藩内での派閥抗争に敗れ零落していたのである――亀井の所蔵品を買取つてやったというわけだ。

この本文に続く亀井の詩に「寛政戊午」とあるから、勅論の授受は寛政十年(一七九八)のことと分かる。ちなみに、この亀井の詩は幅仕立てで松浦氏の方に残され、今に伝わっている<sup>(9)</sup>。

なお、『明神宗贈豊太閤書』の「原本」は佐藤坦に譲つたものの、松浦氏の方で作られた精巧な写が遺っている<sup>(10)</sup>。見たところ「原本」の影写を、裏打ちし幅物に仕立てたものようである。『古事類苑』(外交部八、朝鮮一)に引かれる神宗勅論は、典拠を「松浦家所藏文書」とするが、これを指すのだろう。

また亀井魯と松浦清とを仲介した、亀井門下の「漁者」で「巨豪」の「益富」だが、平戸生月島の捕鯨家益富氏だと考えられる<sup>(11)</sup>。この時期は、三代又左衛門正昭か、四代又左衛門正真か、いずれかだろう。

実は私自身は松浦写本の存在を知って、その筋から辿るべくまず『甲子夜

話』を見、この伝来経緯を知ったのだが、後に知った『東洋學會雜誌』を見るとなんと青山先生はすでにこれらの伝来をある程度把握しており、逆に現代の研究者がほとんどこのことを忘却していたのである。皮肉にも史料の「再発見」が却ってそれまでの先行研究を覆ってしまったのだ。明治人は仲々侮れない。

#### 四、むすびにかえて

——神宗勅諭を引く文献との整合性を考える——

ところで、今まで見てきた流転は、時期的に、伊藤松（威山）『鄰好徵書』の成立<sup>(12)</sup>に前後するが、本文はかなり原本に近く、乱れた本文を伝える『兩朝平攘録』からの孫引きではなく、限りなく良い筋から入手したテキストであると考えられる<sup>(13)</sup>。一方、その旧蔵者情報には齟齬がある。

〔鄰好徵書、二一一、論日本国王平秀吉書并別幅、小字双行注〕○此書現存無瑕、蓋講和徒、陰謀不通、因免扯裂乎、真書肥前蓮池成留氏藏、<sup>○刊本</sup>

諸先行研究において、「成留」氏とは、蓮池藩家老だった成富氏のことと考えられている<sup>(14)</sup>。従うべきである。中村栄孝は、特に、文祿慶長の役に従軍した成富茂安（鍋島勝茂に属したという）の名を挙げており、直接ないしは鍋島家から成富家に伝来したと推定するものと考えているのだろうか。

同じく成留氏蔵とするものに、中村栄孝蔵『秘録』がある<sup>(15)</sup>。

〔秘録〕右黄色紙厚加辺毛紙三四葉疊貼、四辺雲竜紋印板也、宝印朱色鮮明、原本存在於肥前國蓮池臣成富家

○『日鮮關係史の研究』所引

これとよく似た記述が『慈照院所蔵史料』中「皇帝勅諭 日本国王秀吉」に見える<sup>(16)</sup>。

〔皇帝勅諭 日本国王秀吉〕印之赤、今也赫如珊瑚、蓮池家臣石井又左衛門蔵、龍文板行也、紙黄色厚、今唐紙三四枚如為合、

如上書付有之也、

安永十辛酉年□月□□□□<sup>(古通)</sup>元式<sup>(古通)</sup> ○東京大学史料編纂所写真  
帳二抛レリ、□ハ判読不能

これによると、安永十年（一七八一）当時は蓮池藩の石井又左衛門が蔵していたという。石井又左衛門家は代々蓮池藩の家老の家柄である。同じ家中のことゆえ、どちらから他方に出ても違和感はないが、如何せん『鄰好徵書』の所蔵者情報が年代的に合わぬ以上、所蔵の先後は決して得ない。

さて、今掲げた両史料をよく読んでみると、「四辺雲竜紋印板也、」あるいは「龍文板行也、」といった記述は図書寮本と一致するが、「黄紙」「紙黄色」と言われると微妙である。明代の勅諭の遺品としては、例えば正統八年（一四四三）十月二十五日付の英宗勅諭（チベット宛）・崇禎三年（一六三〇）六月十九日付の毅宗勅諭（朝鮮宛）・崇禎七年三月三日付の毅宗勂諭（朝鮮宛）があるが、いずれも「黄紙」だったものの退色している——そうはいっても神宗勂諭ほどではない。明代の勂諭とはこういうものなのだろうか。

一方、私などが「黄紙」と言われて想起するものに、例えばそれこそ模本ではあるけれども、図書寮文庫蔵『康熙帝賜琉球国王尚貞勂諭写』（函架番号・E一—一九）の如きがある<sup>(17)</sup>。註（17）所掲報告書においても、清代の勂諭の図版が多く載せられているけれども、皆同じく文字どおりの黄紙である。このように神宗勂諭の形態上の特徴から、仮に図書寮本自体が模本に類するものとするれば、伝来に齟齬があるうともおかしくはないのだが、中村が

「様式は制規にかな」と評するように、雲龍文の枠が木版による印刷であり、本文が端正な墨書であり、これは例えば上杉景勝ほか諸将宛の笥符なども同様のつくりなので、わざわざひどく手の込んだ模本を作るものかと言われれば、これまた判断に躊躇せざるを得ない<sup>(19)</sup>。ともあれ、これは図書寮本の伝来という今回の本題ではないし、今後の研究に委ねることにする。

なおこの他に勅諭の姿を写したものに『万曆帝勅諭写』（古河歴史博物館蔵）がある。これは、古河歴史博物館の御教示によると、古河藩の家老だった鷹見泉石の旧蔵資料で、泉石は海外情報の収集で知られるとのことである（同館にて本資料が展示されたのを拝見した際、同じく永楽帝勅諭写・景輶玄蘇宛劄付写等もあった。また実見した限り、『万曆帝勅諭写』は斐紙薄様を用いた影写本と思しいが、ひとまわり小さく、朱の句点はなかった。したがって図書寮本が直接の親本か、いま明らかにできない）。佐藤坦とも交流があったようではある。また勅諭の本文のみについて、字配りまでほとんどそのままに写したものが『志手文書』（東京大学史料編纂所蔵影写本、請求記号…三〇七一・九五―五）中にある。これらの写はいずれも細かな誤写・異体字の類を除いては図書寮本と異同が認められない。とくに後者には訓点<sup>(20)</sup>が施されている点が注目値する。

これらとは別に、『明万曆帝贈豊太閤書旁釈』という本がある（東京大学史料編纂所蔵、請求記号…二〇五一・九―二〇）。これは東京高等師範学校教授・史料編纂官だった中山久四郎の蔵本の写。はじめに「征韓略記明帝贈豊太閤書簡来由」という解説（序といふべきか）がつき、次いで勅諭全文を載せ、訓点等を施したものの。その末尾に、

已上、／明ノ万曆帝ヨリ豊太閤ノ贈ル所ノ文ナリ、イマ旗下ノ人ニ木下

左門トイフアリ、神祖豊臣氏ノ後ヲタテ玉ヘルナリトイヘリ、第宅ノ中ニ豊国大明神ヲ祭りテ、明ヨリ贈リタル冠ナトアリトイヘリ、／右万曆帝ヨリ豊太閤ニ贈ルノ書ハ今マ勢州亀山石川侯ノ文庫ニアリトキケリ、イカナル故トイフヲ知ラズ、

○東京大学史料編纂所蔵影写本

とある。「木下左門」（木下利三（利房男、高台院養子）の子孫）についての所伝は秀吉の冠についてのことであって、勅諭の伝来とは無関係。また「勢州亀山石川侯ノ文庫ニアリ」というのは、実は本勅諭ではなく、誥命の来由である。誤伝だろう。これは勅諭と誥命の原本を見たことのない人物による記述と考えるべきもの。すなわち原文は孫引きに違いはない。この史料は、その奥書によれば「神林氏」の書写した本だが、神林氏については未詳である。時に斯くの如きを見るに、思いのほか勅諭の写が多いことに驚かされるとともに、所謂原本——図書寮本——と、『両朝平攘録』等に所引の勅諭の文章とが、微妙に違っていることの意味を改めて考えたくなるのだけれども、それについては今後の研究に委ねることとして擱筆する。なお、私の把握し得た限りの異同については、本稿末尾に勅諭全文を載せて示したので参照されたい。

註

- (1) 本勅諭の内容・解説については、北島万次『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成』2（平凡社、二〇一七年）八五―一五四ページが最も行き届いたものだろう。参照されたい。
- (2) 「申立」による「御買上」なのだから、杉自身は仲介者であって旧蔵者とは考えない方がよからう。
- (3) この両塩谷は親族ではない。所蔵者の良翰は、館林藩士、幕末藩論を新政府

方にまとめ、周辺諸藩も説得した。明治前期には官僚として地方官等を歴任、その後銀行業などに従事した（『日本人名大辞典』（講談社、二〇〇一年）、『塩谷良翰特旨叙位ノ件』（国立公文書館蔵、請求記号：叙〇五七三〇〇、件名番号：〇〇三二）、『故 塩谷良翰（生存）（群馬県）』（同、請求番号：贈位〇〇六〇〇〇、件名番号：〇三五）、『三百藩家臣人名事典 2』（新人物往来社、一九八八年）二二〇頁など）。紹介者の時敏は、江戸末期以来の儒者の家の出で、塩谷誠（箕山、良翰の師事した世弘（岩陰）の弟）の子、（旧制）第一高等学校教授として漢文（漢学）を講じた。東京帝国大学教授・塩谷温（節山）の父にあたる。

(4) 井上通泰は、図書頭・帝室博物館総長となった森林太郎の友人の医師・歌人であり、その縁で後年御歌所の歌人たちとも親しくなり、また自身も寄人となった。内閣記録課長などを務めた柳田國男の実兄である。

(5) この時期は、本人の回顧録（子・恒太郎編、民友社、一九一八年）塩谷良翰が明治九年に「何人よりか自分の身上に關し虚説をその筋に傳へたる者ある趣」を教えられ、弁明のため内務省に上京の許可を伺い、返事を待たずに上京したのを、東北巡幸直前だったために見咎められて依願免本官の辞令を受け、その後、大久保内務卿より三年待てとの内諭があったが、その間当の内務卿が薨じたので「官途の志望を斷念し」、銀行業に従事していた（註（3）参照）、まさにその時期にあたり、この回顧録にも勅諭はおろか当該期の記事が一切ない。

(6) この三種の『愛日樓藏書目』は、いずれも東京都立図書館（中央図書館）河田文庫所蔵（佐藤坦女婿・河田興（迪齋）の旧藏書を、子・然、孫・河田烈（内閣書記官長・大蔵大臣等を歴任）が引継ぎ、その後都立図書館に入ったもの）。各書誌は次のとおり（蔵書印につき矢島明希子氏の御教示を得た）。

〔第一〕請求記号：〇二九一KW一。和装・大本・一冊。江戸末期写。二六・三 cm ×一九・五 cm。左肩双辺刷枠内墨書「愛日樓藏書目 完」。内題「愛日樓書目」。每半五行。書入・追記・朱筆注記・朱符号・印押捺、切り貼り痕、ハリ紙あり。小口書なし。朱長方印「風自樓臧弁」「愛警廬珍襲」「河田文庫」・朱方印「東京都立日比谷圖書館藏書」・都立日比谷圖書館黒精円印。

函号ラベル。

〔第二〕請求記号：〇二九一KW二。和装・大本・一冊。江戸末期写。二六・九 cm ×一八・五 cm。左肩双辺刷枠内墨書「愛日樓藏書目 完」。内題「愛日樓書目」。每半五行。ハリ紙による修正あり。行間に順次追記。墨朱書入あり（分類等を改む）。小口書なし。蔵書印・ラベル同前。

〔第三〕請求記号：〇二九一KW三。和装・大本・一冊。（江戸末期）写。二六・四 cm ×一八・一 cm。左肩双辺刷枠内墨書「愛日樓藏書目 全」。内題「愛日樓書目」。每半四行。間々墨朱書入あり。小口書なし。蔵書印・ラベル同前。附：用箋二枚（墨書文章あり）。

(7) 『佐藤一斎全集』第一三卷（明徳出版社、一九九八年）。

(8) 結局斉昭は、自身では購入しなかったが、写を作っていた節がある。先に見た『東洋学雑誌』第二編六号に、「水戸よも此寫ありき」とある。『彰考館図書目録』卷之二十二、申部、雑書外交類に、  
萬曆帝諭秀吉書  
萬曆二十三年 一枚 四一 寫

とあるのがこれだろう（彰考館文庫『彰考館図書目録』（同文庫、一九一八年）八二〇ページ）。原本未見。

(9) 松浦史料博物館蔵。目録書名『道載賜明勅諭詩写』。番号：絵二一六三九。掛幅・一幅。（原本）。薄浅葱色無地布表紙。打付外題「道載贈明勅諭詩附明神宗封秀吉論 平戸 樂歲堂藏」。青色宝尽文裂表装。本紙（絹本墨書）四〇・三 cm ×七三・二 cm（墨付一枚）。本文一三行一字（擡頭の行一二字）。引首印「白髭／書生」（篆文陰刻）、落款「亀井／魯印」（篆文陰刻）、「道／載」（篆文陽刻）。本文末「寛政戊午臘嘉平／辱知 亀井魯拜草」。蔵書印なし。ラベル。

(10) 松浦史料博物館蔵。目録書名「明神宗封平秀吉日本国王勅諭写」。番号：絵五三一・二七三五。掛幅・特大・一幅。（江戸後期）写。薄浅葱色無地布表紙、打付外題「明神宗封平秀吉日本国王勅諭模本 平戸 樂歲堂藏」。青色宝尽文裂表装。本紙四九・三 cm ×一六八・六 cm（墨付一枚）。本文六三行一五字（双擡の行毎行一七字）、飾枠内法三七・八×一五七・七、同外法四八・四×一六七。

- 九. 奥書・識語類なし。蔵書印「平戸藩／蔵書」（朱方印、篆文陽刻）・「樂歲堂／圖書記」（同）、外題下ラベル貼付。包紙一枚附属（表書外題同然、ラベル貼付）。
- (11) 益富氏の初代又左衛門は、平戸鏡山に住し、はじめ豊を商っていたが（そのため屋号を豊屋という）、藩への多額の献金・海岸埋め立て・新田開発などの功で藩士に列せられ、益富の姓を下賜されたという（『朝日日本歴史人物事典』など）。
- (12) 『鄰交徵書』は豊前の儒者伊藤松（威山）編の対外関係史料集成で、初篇・二篇・三篇各二冊より成る。各篇はそれぞれ天保九・十・十一年の刊行であることが刊記に見える。伊藤の生没年も明らかならざるところだが、書肆を介した出版とは見えぬ（杉山二郎「鄰交徵書解説」（『鄰交徵書』国書刊行会、一九七五年）の）、各篇が毎年版刻印行せられており、かつ巻首内題下に「豊前 伊藤松貞一輯 男鶴校」とあるのを考えれば、本人が積極的に出版したというよりも、伊藤の死後遺族が生前の彼の著作を世に出したと見るべきだろうか。『近世漢學者伝記著作大事典』に「天保中に歿す」とあるのは、その典拠の定かならざるところからして、同じき推測のもとに記しているように思われる。先に推する如く、出版当時伊藤がすでに没していたとすれば、本勅諭の旧蔵者情報は、刊行された天保十年当時の情報ではなく、少しく遡るということになる。
- (13) いわゆる「別幅」の語義に関するが、原本披見の上、文字どおり（そして実際のところ）別添の文書と解していれば、「論日本国王平秀吉書并別幅」とはならないわけで、その立場に立てば原本未見と判断できる。一方、「別幅」を単に進上品／下賜品リストとの意のみで解していれば、その限りではない。
- (14) なお、成富氏のいた蓮池と亀井魯の關係であるが、亀井は若き日、蓮池の大潮元皓に師事していた。また、元皓は、以酌庵輪番僧を務めるなど外交・対外關係に明るかった大典頭常とも交流があった。
- (15) 中村栄孝旧蔵。同『日鮮關係史の研究』（吉川弘文館、一九六九年）中巻で勅諭について触れた箇所の注にて紹介される史料である。中村自身の解説によれば、「文化年中までの外交文書などを雑然と筆録したもので、巻首に「池内氏家

蔵」の印がある本の古写本」だそうである。『日鮮關係史の研究』中巻（二〇八）二〇九ページ注⑤参照。同「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する誥命・勅諭と金印について」も併せ参照のこと。現在の所在については未詳（なお、佐伯弘次・伊藤幸司両氏の御教示によれば、中村の旧蔵書についてはまとまって伝来してはおらず、また戦後の引揚げに際し持ち帰れぬまま朝鮮半島に残されたものも多いと考えられているようである）。

(16) 東京大学史料編纂所蔵写真帳『慈照院所蔵史料』（請求記号・六一七〇・六一七五）第三六冊のうち。「元式」は古道元式か。古道元式は、相国寺一一六世、臨濟宗相国寺派ホームページによれば、一八〇八年入寺、一八一九年示寂で（<https://www.shokoku-ji.jp/reference/jushoku/>）、同時代の人ではある。

(17) いずれも、東京大学史料編纂所一般共同研究「史料編纂所蔵明清中国公文書關係史料の比較研究」プロジェクト『明清中国關係文書の比較研究』（同プロジェクト・東京大学史料編纂所、二〇二一年）に、カラー図版および解説がある。

(18) 渡辺美季「琉日關係における明清詔勅」（『第十二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』、二〇二〇年）・拙稿「図書寮蔵紅葉山御文庫本目録（二）」（『書陵部紀要』六九、二〇一八年）等。

(19) この図書寮本の、亀井魯以前の伝来が現段階で明らかにできていないことがひとつの難点。本資料もまたかの『金印弁』の著者たる亀井が一枚噛んでいるのが無視できないところである。無論この点を以て図書寮本の真贋を論ずるわけにはゆかないし、それより遡る安永年間に石井又左衛門家にあったことは『慈照院史料』によって史料全体の姿とともに知られるわけだが、この点は一応指摘しておくのが良心的だろうから、蛇足ながら記しておく。

〔附記〕本稿の執筆は、もと故北島万次氏が『豊臣秀吉朝鮮侵略關係史料集成』（平凡社、二〇一七年）を編まれた折、本勅諭の底本として『両朝平攘録』に代えて図書寮文庫本を採られるにあたり、色々と談ずるうち、私自身も強く興味を抱いて調べてみると、伝来につき先行研究には誤伝が多いことに気付かされたことに

端を發する。また同時期に伝来に強い御関心を寄せられた米谷均氏にも種々の御教示を賜った。その後、本稿で詳述したように松浦清までの伝来が分かったところで、須田牧子氏より平戸模本の存在を教えられ、併せて同氏の科研（「中世後期日明関係の人的基盤の研究——「初渡集」「再渡集」を中心に」）の調査への同行をも許されるに至った。これらの調査に際して須田・遠藤珠紀両氏より関係史料・論文等種々の御教示を賜ったことをここに附記し、謝意を表する。加えて、東京大学史料編纂所の共同研究（『江雲隨筆』の研究資源化——近世初期日朝「境界」文書群——）での各所への調査も本稿の内容を充実させるものとなった。関係各位に深謝申し上げたい。かつ種々の御教示と各模本の実見の機会とをくださった松浦史料博物館・古河歴史博物館へも改めて感謝の誠を捧げる。

また前号所載拙稿註（11）に関し、『文字景』に九条本のツレと書かれているとの御指摘を頂いた。当然に僚卷との指摘と読むべきだが、慎重を期すあまり「僚卷たることを明示しない」などと曖昧な表現をし、却って理解の妨げになったと思う。他にも同じように思われた方がおられるだろうから補足する。

関係年表

年	月	日	
万曆 23 (1595)	正	21	明神宗、日本国王平秀吉に勅諭を賜る
万曆 34 (1606)	夏		両朝平攘録成る
元禄 元 (1688)			異称日本伝成る
安永 10 (1781)	[ ]	[ ]	慈照院本勅諭写作らる、この頃勅諭蓮池石井又左衛門の許にあり
寛政 10 (1798)	12		亀井魯、松浦清に勅諭を贈る、この後松浦模本作らる
文政 10 (1827)	10	3	尾崎雅嘉没、これより先、続異称日本伝成る
天保 9 (1838)			これより先、佐藤坦、松浦清より勅諭を預り、同好の人々と交渉す
天保 9 (1838)	4	13	徳川斉昭、佐藤に勅諭返却、この頃彰考館で模本作製か
天保 9 (1838)	4	21	佐藤、松浦より勅諭を譲らる
天保 9 (1838)	④	15	佐藤、松浦へ礼物を呈す、この頃古河写本作製か
天保 9 (1838)	12		鄰交徴書初篇刊行始む、これより先、編者伊藤松没したるか
天保 10 (1839)	12		鄰交徴書二篇（勅諭所収の篇）成る（この頃勅諭蓮池成富氏にありという（存疑））
天保 11 (1840)	10		鄰交徴書三篇成り、同書完結す
安政 6 (1859)	9	24	佐藤坦没、この後勅諭佐藤家より塩谷良翰に渡る
明治 17 (1884)	7	5	杉孫七郎、博物局長兼務を仰付けらる
明治 17 (1884)	10	16	杉、博物局長兼務を解かる
明治 17 (1884)	12		博物局、勅諭御買上
明治 21 (1888)			『東洋学会雑誌』に勅諭が紹介さる（第2編第6・8号）（この頃塩谷の許にありという（存疑））
明治 25 (1892)	5	4	帝室宝器主管より図書寮へ内事課本を移管
昭和 24 (1949)			官制を改め、図書寮等廃止、書陵部に改組
平成 元 (1989)	11		書陵部展示会「古代・中世の対外関係史料」で展示

附録 勅諭本文の異同

(对校本略称：両紅葉山文庫本、江東京大学史料編纂所、蔵蔵書本、異異院、古古河歴史博、旁東京大学史料、編纂所蔵影写慶應義塾図書館、本志手文書蔵鄰好微書刊本、統東京大学史料編纂所蔵、古古河歴史博、物物館蔵写本、旁東京大学史料、本本明万曆帝贈、片片圖書寮本、豊豊太閤書旁積、片片玉集)

皇帝敕諭日本國王平秀吉

朕恭承

天命君臨萬邦豈獨父安中華將使薄海内 而(江)

外日月照臨之地罔不樂生而後心始

慊也爾日本平秀吉比稱兵于朝鮮夫

朝鮮我天朝二百年恪守職貢之國也

告急于朕朕是以赫然震怒出偏師以

救之殺伐用張原非朕意迺爾將豐臣

行長遣使藤原如安來具陳稱兵之由

本為乞封天朝求朝鮮轉達而朝鮮隔

越聲教不肯為通輒爾觸冒以煩天兵

既悔禍矣今退還朝鮮王京送回朝鮮

王子陪臣恭具表文仍申前請經略諸

臣前後為爾轉奏而爾衆復犯朝鮮之

晉州情屬反覆朕遂報罷邇者朝鮮國

王李昞為爾代請又奏釜山倭衆經年

無諱專俟封使具見恭謹朕故特取藤

原如安來京令文武羣臣會集闕廷譯

審始末并訂原約三事自今釜山倭衆  
盡數退回不敢復留一人既封之後不  
敢別求貢市以啓事端不敢再犯朝鮮  
以失鄰好披露情實果爾恭誠朕是以  
推心不疑嘉與為善因勅原差遊擊沈  
惟敬前去釜山宣諭爾衆盡數歸國特  
遣後軍都督府僉事署都督僉事李宗  
城為正使五軍營右副將左軍都督府  
署都督僉事楊方亨為副使持節齎誥  
封爾平秀吉為日本國王錫以金印加  
以冠服陪臣以下亦各量授官職用溥  
恩賚仍詔告爾國人俾奉爾號令毋得  
違越世居爾土世統爾民蓋自我  
成祖文皇帝錫封爾國迄今再封可謂曠世  
之盛典矣自封以後爾其恪奉三約永  
肩一心以忠誠報天朝以信義睦諸國  
附近夷衆務加禁戢毋令生事于沿海  
六十六島之民久事徵調離棄本業當  
加意撫綏使其父母妻子得相完聚是  
爾之所以仰體朕意而上答  
天心者也至于貢獻固爾恭誠但我邊海將  
吏惟知戰守風濤出沒玉石難分效順  
既堅朕豈責報一切免行俾絕後躉遵

如(片)未(慈片)  
留住(両江異)  
呆(志)  
敦厚(江)  
持(旁)  
書(両江異)

誠(江鄰)右軍(片)

芳(両異)賚(両)詰(統古)

得(片)

世(江)

王(片)於(両江異)

ナシ(片)

於(両江異)

爾(両江異)

誠(両江異)

爾(両江異)

守朕命勿得有違

天鑒孔嚴王章有赫欽哉故諭

頒賜

國王

紗帽一頂〈展角全〉

金箱犀角帶一條

常服羅一套

大紅織金胷背麒麟圓領一件

青袴襪一件 綠貼裏一件

皮弁冠一副

七旒皂縹紗皮弁冠一頂〈旒珠金事件全〉 玉圭一枝〈袋全〉

五章絹地紗皮弁服一套

大紅素皮弁服一件 素白中單一件 纁色素前後裳一件

纁色素蔽膝一件〈玉鈎全〉 纁色粧花錦綬一件〈金鈎玉玎璫全〉

紅白素大帶一條 大紅素紵絲鳥一雙〈襪全〉

丹礬紅平羅銷金夾包袱四條

紵絲二疋

黑綠花一疋 深青素一疋

羅二疋

黑綠一疋 青素一疋

白毳綠布十疋

玉(片)

以下一九行兩江異ナシ

ナシ(志)

條(慈)

図(古)

金(片) コノ六字ナシ(旁) 六字中圭字作至全字作金(片)

全(片) 釘鑄(慈旁) ナシ(片)

條(慈) 綠(古) 璫(古)

絹(鄰)

以下三行疋作匹(片)

襪(片) 絲(統志慈片) ナシ(片) 匹(片)

三(江) コノ一行頒賜品前ニアリ(鄰○小字旁)

萬曆二十三年正月二十一日